

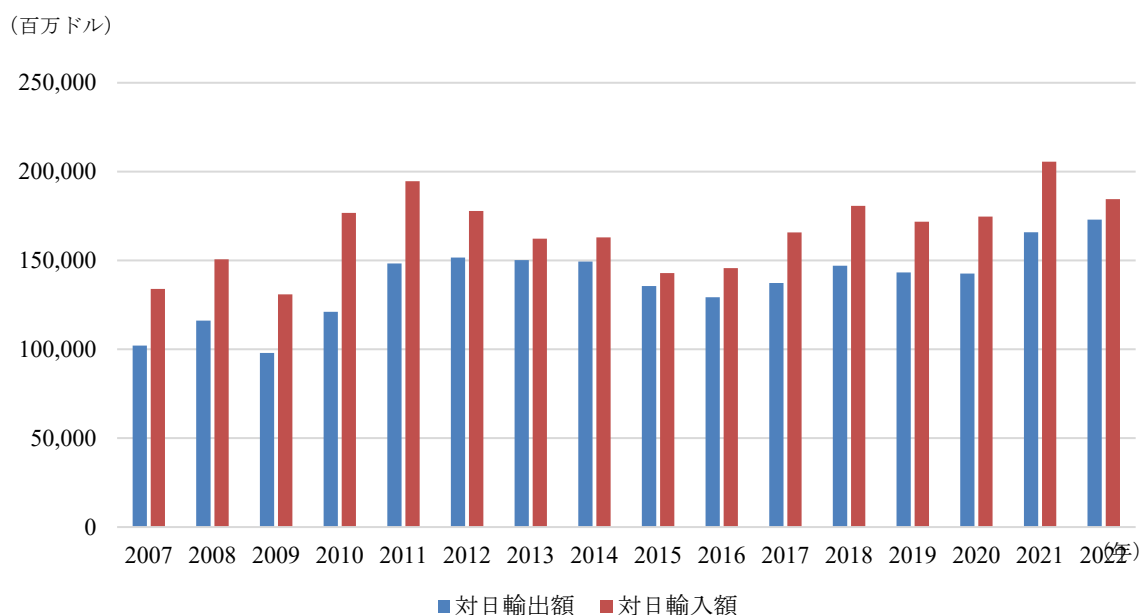
第5章 日本との経済関係、自由貿易協定（FTA）の締結状況

1. 日本と中国間の貿易

日中間の貿易の最近約 10 年間の動向は、以下のグラフの通りである（図表 5-1 参照）。中国の対日輸入額については、2009 年にリーマンショックによる景気後退の影響でいったん減少したがその後 2011 年をピークに回復傾向を見せ、2012 年から再び減少し、2016 年から増加傾向を見せるようになった。一方、中国の対日輸出額については、同じく 2009 年に減少を見せるが、対日輸入ほど増加はせず、2011 年から 2014 年は横ばいの傾向を見せている。その後 2015 年から 2016 年にかけて減少傾向を見せるが、2017 年と 2018 年、2021 年と 2022 年に増加している。

日中間の輸出規制について、2010 年に中国は日本に対し、電気自動車や液晶パネル等に使われるレアアースの輸出を停止したとされている。尖閣諸島の領有権問題を巡り、日本との緊張が高まった時期だったことから、一時的な輸出停止によって圧力をかけたとみられている。近年では、米国による半導体関連製品の対中輸出規制が強化されたことで、日本も足並みを揃えるかたちで 2023 年 7 月より先端半導体の製造装置等 23 品目の輸出手続きを厳格化することとなった。2022 年と新型コロナ禍前である 2018 年の対日輸入額は、38 億ドルとほぼ同水準だが、内訳を見ると、「電気機器」が 148 億ドル減少しており、「通信・音響機器」が 204 億ドル増加していることから、電気機器分野で大きく影響を受けていることが分かる。半導体という重要分野の輸出規制が強化されたことで中国からの反発は必至であり、2023 年 8 月に中国政府は、半導体の材料であるガリウムとゲルマニウムの関連品目の輸出規制を行った。これらの希少金属は様々な電子部品に使われる材料であり、世界の生産量のうち中国の割合が多いことから、日本や米国に対するけん制が狙いであると報道されている。中国による輸出規制の対象製品は今後も増える見込みであり、動向を注視する必要がある。

図表 5-1 中国の対日貿易の推移

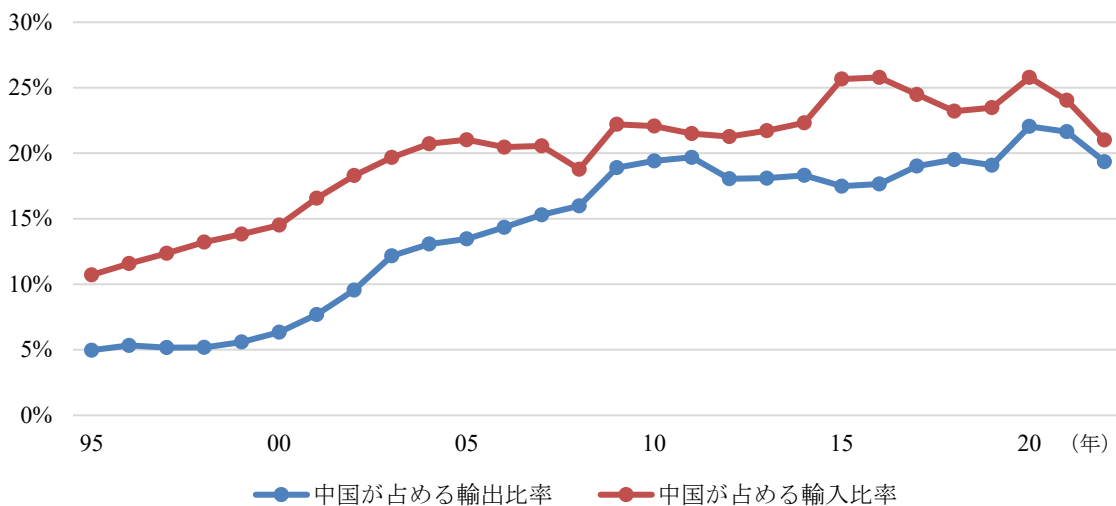


(出所) UNCTAD Stat より作成

2019年と2020年の日中貿易総額は、新型コロナウイルスの影響により減少傾向であったものの、2021年は前年比29.7%増と大幅な増加が見られた。一方2022年は、輸出額はわずかに増加しているものの、輸入額は10.3%減となっている。

また、次のグラフの通り（図表5-2参照）、日本の輸出全体に占める中国向け比率は、2022年は上海等重要都市において新型コロナウイルスによる都市封鎖が行われたことで、日中貿易にも影響が見られたが、過去20年間で見れば増加傾向にあると言える。中国は日本の輸入相手国・地域としても重要であり、全体の輸出額の約19.4%、全体の輸入額の約21%を占めている。このように中国は日本にとって、非常に重要な貿易相手国・地域となっており、今後も依然として重要であり続けると考えられる。

図表 5-2 日本の貿易のうち中国が占める輸出入割合



（出所）UNCTAD Stat より作成

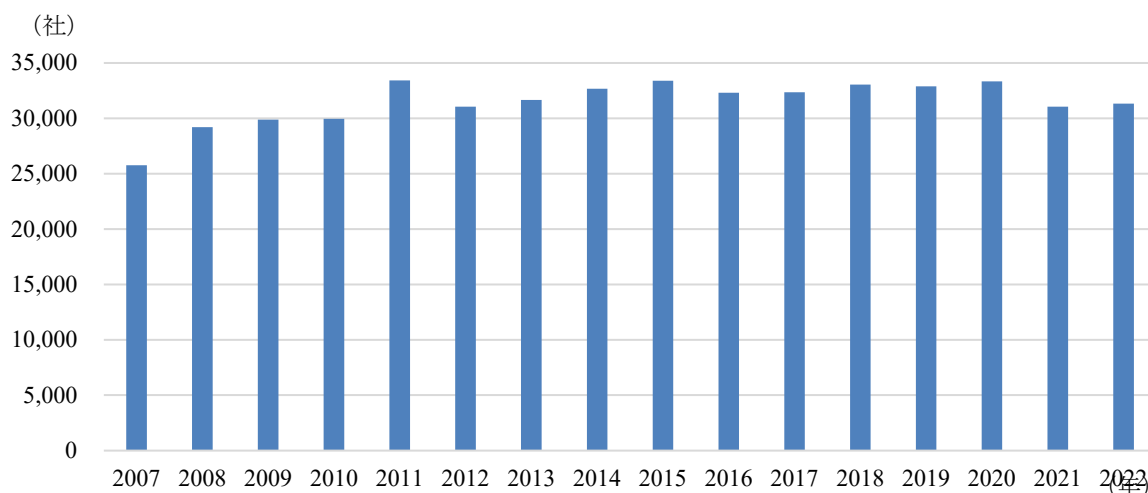
2. 中国における日系企業

中国は他国と比較して、圧倒的に進出している日系企業が多く、進出日系企業数では継続して第1位の国となっている。2014年から2020年までは約32,000社から33,000社程度に推移していたが、2021年以降は約31,000社程度と約10年ぶりに減少している。2023年2月にジェトロが公表した「2022年度 海外進出日系企業実態調査 中国編」の調査では、今後1~2年後の事業展開の方向性について、「拡大」と回答した企業は33.4%と、2007年度調査以降で過去最低の水準となった。2021年度調査と比較すると、「現状維持」が5.1%増加、「縮小」と「第三国（地域）への移転・撤退」が合わせて2.5%増加という結果となり、製造業、非製造業ともに同様の傾向が見られた。

さらに、中国日本商会在2023年10月に発行した「会員企業景気・事業環境認識アンケート」では、事業経営の課題として、製造業は「人件費の上昇」（66%）が最も多く、「販売価格の下落による影響」（60%）と続いた。非製造業においては、「国際情勢の影響」（72%）が最も多く、次いで「人件費の上昇」（65%）であった。

新型コロナウイルス後も続く経済不況による内需低迷、政治的リスク、中国国内の競争激化の影響を受け、特に販売面や人材面にかかるコストへの課題が高まっていることから、中国での事業拡大の意向が低下している。

図表 5-3 中国への進出日系企業数



(出所) 外務省統計 「海外在留邦人数調査統計」より作成

3. 日中経済協定

日本と中国を含む経済協定としては、1989年に発効した日中投資協定が既に存在するが最近の重要な経済協定としては、韓国も含む日中韓投資協定があげられる。日中韓は世界の成長センターであるアジアにおいて中核となる存在であり、3カ国がこれまで以上に積極的に協力を進めていくことが、東アジア、ひいては世界経済の発展のためにも必要不可欠となっている。実際、貿易や投資を通じた日中韓の相互依存関係も高まっていることや、日本と韓国に関しては他の2国の割合が約30%、中国は10%であることもあり、互いにとって重要な貿易相手国となっている。日中韓三国の経済連携は、東アジア経済統合の中核となっており、様々な取組みがなされている。

日中韓投資協定は、日中韓三国間において初の経済面での法的枠組みを構築するもので、特に中国市場において、日本企業が他国の企業と対等に活動できる投資環境を整備するものである。日中韓投資協定は、2014年5月に発効されており、投資の受け入れ国による紛争処理のルールや知的財産権の保護規定等が盛り込まれている。この日中韓による経済分野で初の法的枠組みにより3カ国で進めている日中韓自由貿易協定(FTA)交渉に弾みがつくことが期待されたが、日中韓におけるFTA交渉会合は2019年に行われて以降開催されておらず、2023年11月に実施された日中韓外相会合では、中国外相が交渉の早期再開を要求したと報道されている。

なお、上記に加え、日中を含むさらに広域な経済協定としては、日本、中国、韓国、インド、オーストラリア、ニュージーランドの6カ国がASEANと持つ5つのFTAを束ねる広域的な包括的経済連携構想であるRCEP(Regional Comprehensive Economic Partnershipの略、アールセップ)がある。

RCEPは2011年11月にASEANが提唱し、16カ国による議論を経て、2012年11月のASEAN関連首脳会合において正式に交渉が開始された。それまでは、東アジア地域における経済連携については、東アジア（ASEAN+6）経済大臣会合及びASEAN+3経済大臣会合において議論されてきたが、RCEPの議論が本格化したことを受けて、新たにASEAN+FTAパートナーズ経済大臣会合を立ち上げて、物品貿易、サービス貿易、投資の自由化に関する検討が行われた。2022年1月にRCEPが発行され、2023年11月時点では、日本や中国を含め14カ国で活用されている。RCEPが実現したことで、日中を含む人口約34億人（世界の約半分）、GDP約30兆ドル（世界全体の約3割）、貿易総額約10兆ドル（世界全体の約3割）を占める広域経済圏が出現することとなる。

ひとくちメモ 4：日中平和友好条約締結45周年

日中平和友好条約は、1978年8月12日に北京にて締結されてから45年が経った。2023年10月には北京で記念式典が開かれ、王毅外相は、両国関係は世界で重要な影響力があると述べた。

中国と日本の国交に関する重要な合意文書は4つある。

第1は1972年9月29日に時の内閣総理大臣田中角栄、外務大臣大平正芳と中国国務院総理周恩来、外交部長姬鵬飛が北京で締結した「日本国と中華人民共和国政府の共同声明」である。これにより国交正常化が図られた。

第2は1978年10月23日に外務大臣園田直と中国外交部長黄華が締結した「日本国と中華人民共和国との間の平和友好条約」である。これにより両国の条約レベルの平和友好が締結されたのである。

第3は1998年11月26日に江沢民国家主席が来日し時の小渕恵三内閣総理大臣と発表した「平和と発展のための友好協力パートナーシップの構築に関する日中共同宣言」である。この時の来日が初の中国国国家主席の公式訪問であった。

第4は2008年5月7日に福田康夫内閣総理大臣と胡錦涛国家主席が東京で発表した「戦略的互惠関係の包括的推進に関する日中共同声明」である。相互の国益を考慮したパートナーであり、戦後初めて互いに脅威とならないことを正式文書に盛り込んだ意義は大きい。

2014年11月7日には時の内閣官房国家安全保障局長の谷内正太郎と中国国務委員の楊潔篪が日中の4つの合意文書があることを再度確認した。2022年9月29日には、日中国交正常化50周年を祝うために記念式典が開催され、国際情勢が複雑化する中、対話を通じて相互理解し関係を深める考えを示した。さらに2023年10月23日には日中平和友好条約の45周年を祝うレセプションが開かれ、対話を重ね「建設的かつ安定的な日中関係の構築」を加速させ、両国の未来を担う次の世代に継承していくことが重要であると示した。

4. 自由貿易協定（FTA）の締結状況

中国は各国と自由貿易協定を締結している。ASEAN諸国とはACFTAを、香港とはCEPAを締結している。日本とは1974年に締結した「日本国と中華人民共和国との間の貿易に関する協定」がある。2020年11月15日には日本等15カ国が東アジアの地域的な包括的経済連携（RCEP）協定に署名しており、2023年11月現在、マレーシアを除いた14カ国で発行されている。

(1) ACFTA

中国 ASEAN 自由貿易協定 (ASEAN China Free Trade Agreement: ACFTA) は 2002 年に締結され、先行 6 カ国 (ブルネイ、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ)、さらに新規加盟国 4 カ国 (カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム) との間で締結されている。

(2) CEPA

CEPA (Closer Economic Partnership Arrangement) は 2004 年に発効された香港と中国の自由貿易協定であり、ゼロ関税と参入障壁の引き下げに関するものである。

(3) 日本と中国との間の貿易に関する協定

1974 年に締結・発効したもので、輸出入品に関する関税徴収に関して最恵国待遇を与えるものである。一時的に持ち込まれる商品見本、試験用・実験用の物品、展覧会や見本市に出品される物品、加工や組立の際に取り付けられる物品や材料、輸出入される貨物の容器に関する関税に関しても最恵国待遇を与えるものである。

(4) 東アジア地域包括的経済連携協定 (RCEP)

日本や中国、韓国、オーストラリア、ニュージーランド、アセアン諸国 (インドネシア、カンボジア、タイ、フィリピン、ミャンマー、ラオス、シンガポール、ブルネイ、ベトナム、マレーシア) の 15 カ国は 2020 年 11 月 15 日にオンライン形式で、東アジア地域包括的経済連携協定 (RCEP) (「アールセップ」 Regional Comprehensive Economic Partnership の略) に署名し、2022 年 1 月以降に各国で順次発行されている。2023 年 11 月現在、日本とミャンマーとの間で RCEP 協定を利用することはできないが、同年 5 月に中国はミャンマー原産の一部輸入貨物に対し、RCEP 協定税率を適用するとしている。

今回参加を見送ったインドには門戸を開き、いつでも加入できるように配慮している。RCEP は世界貿易の約 3 割をカバーし、輸出入にかかる関税の 91% を 10 から 20 年かけて段階的に撤廃する。例えば日本から中国に輸出する工業製品の関税の撤廃率は約 86% となった。関税を即時撤廃する品目は鉄道車両の台車のように、もともと中国の輸入関税が 3% と低率で中国に競争力のある品目も多い。電気自動車用リチウムイオン蓄電池の電極や素材に対する中国の関税率は 6% であるが、これは中国企業の競争力等を勘案して 16 年目に撤廃となっている。

2023 年における RCEP 全体 (マレーシアを抜いた 14 カ国) の GDP に占める中国の比率は 61.8% と予測されており、日本の 14.1% をはるかにしのぐ存在感がある。中国は環太平洋経済連携協定 (TPP) には参加しておらず (2021 年 9 月に申請するも、加入に向けた決定はなされていない)、RCEP に参加することにより、国際的なサプライチェーン (供給網) を中国に依存させる率を高め、世界中の資源を引き付ける「引力場」となりたいとの狙いがあるとし (2020 年 4 月 10 日の第 4 回中国共産党中央財經委員会での習近平国家主席の講話より)、2022 年は RCEP 加盟国との貿易が拡大した。

在中日系企業でも利用が拡大し、従来の貿易に係る手続きやコストが削減されていることから、利便性の高さが評価されている。RCEPの発効に際し、中国の中央政府は、同協定の質の高い運用に向けた指導意見等の関連政策が交付されている。さらに地方政府では、国際的な外交イベントやイノベーション交流を目的として日本化学技術成果展示取引ホールが設立された「北京日中イノベーション提携モデル区」や、国際ビジネスを活性化させるための企業海外渡航センター、国際サプライチェーンサービスセンター等が並ぶ「RCEP（大連）国際ビジネス区」が設立されている。